監　査　報　告　書

令和８年６月２日

群馬県公立大学法人
　理事長　　柏倉 健一　　様

群馬県公立大学法人
監事　　足立　進　　㊞

監事　　桂川　修一　㊞

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第１３条第４項及び第３４条第２項並びに群馬県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成30年群馬県規則第14号）並びに群馬県公立大学法人監事監査規程（群馬県公立大学法人規程第42号）の規定に基づき、群馬県公立大学法人の令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの事業年度における業務について監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

１　監査の方法及びその内容

監事は、群馬県公立大学法人監事監査規程及び本年度の監査計画に従い、役員（監事を除く。以下同じ。）及び職員（以下「役職員」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席するほか、役職員からその職務の執行状況を聴取し、業務運営に関する重要な文書等を閲覧するなど、業務及び財産の状況について調査しました。

また、会計監査に関しては、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書､利益の処分に関する書類(案)､キャッシュフロー計算書及びこれらの附属明細書)、事業報告書及び決算報告書について検討しました。

２　監査の結果

(1) 法人の業務は、法令等に従って適正に実施されているものと認めます。

(2) 法人の業務は、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。

(3) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用に関し、特に指摘すべき事項は認められません。

(4) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

(5) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、法人の財政状態、運営状況等を適正に表示しているものと認めます。

(6) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。

(7) 事業報告書は、法人の業務運営状況を正しく示しているものと認めます。

(8) 決算報告書は、法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

3　是正又は改善を要する事項

該当事項はありません。

4　その他監事が必要と認める事項

該当事項はありません。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当公立大学法人が別途保管しております。